

# 寺院本末制度と仏座守

後 藤 重 巳

近世期の宗教史を展望する時、そこにはいわゆる宗教統制の問題がクローズアップされて来る。もっと具体的にいえば、寺院における「本末制度」と「檀家制度」とである。

慶長五年の関ヶ原合戦の翌六年、幕府は高野山に対して「法度」を下し、更について慶長十三年から元和二年にかけて、天台・真言・新義・真宗・修驗道・曹洞宗・臨濟宗・浄土宗・日蓮宗の各宗派に対して個別的な「法度」を下した。

これらの法度に共通する点は、各宗学の研さん、修業の奨励、本寺の末寺に対する絶対的な優越性の保証などを内容とするものであった。続いて寛文五年には、「諸宗法式の厳守」・「住持の資格規定」・「新義の禁止」・「本末制の厳守」・「徒党の禁止」・「寺領の売買禁止」など九ヶ条の内容と、僧侶衣鉢服装や儀式に対する規定の五ヶ条など、二種の法令を発令した。

これより前幕府は、慶長六年に、有力寺院には判物、朱印状をもって寺領を安堵し、のちの寛文五年には一〇四五ヶ寺に対して、朱印状を与えるなどして、経済面に於ける独立性を保証したものの、これも所詮は諸大名に対すると同様に、幕府の絶対的統一権力の下に認められたものでしかなかった。<sup>①</sup>

この「本末制度」は、幕府の各宗教教団に対する行政的な統制機構

として、法的に組織されたものであり、その終局の目的は、宗教を中央集権的な封建制度の政治機構の中に再編成することであり、前代の織豊政権の宗教政策のあとをうけて行なわれたものである。

この寺院本末制度の法的な成立は、江戸幕府による寛永九（一六三二）年、元禄五（一六九二）年の全国的な「本末帳」の作成、つまり十七世紀を通じて完成されたものといわれ、この制度によってあらゆる寺院は、各宗派ごとに厳然と秩序づけることになった。

一方、慶長十八年の京都に於けるキリスト教宣教師の追放を最初として、寛永十五年の島原の乱平定の後、幕府は同十七年に宗門改役を設置し、寛文四年には、これを諸藩にも設置することを義務づけ、キリスト教徒の摘発を厳しくして行った。こうしたキリスト教禁圧にともなう宗門調査の方法として、いわゆる「寺請制度」と、「宗盲人別帳」の作成とが行われたのである。

勿論、寺院本末制度の徹底姿勢の中にあっても、一方にあっては、厳密な意味での寺院の範疇に入らない種別のいわゆる村々に散在する地藏堂や、観音堂、あるいは薬師堂などと呼ばれる様な無住の仏堂舎が数多く存在し、これらを含めてまで、本末制度の中に組み込むことは当然乍ら、かなり困難であつたらしい。

しかし、ともあれ、この本末制度と檀家制度、とりわけ檀家制度は、江戸中期以後は、本来のキリスト教徒摘発の必要性や可能性がなくなつた以後も、厳然として存在し続けて、全国民は、各家各人単位

に特定の寺院と結びつけられることになり、各家は檀那寺を強制的にもつことを余儀なくされたのである。

こうして、政治的支配機構の一翼をになう形での本末制度にしばらくつけられた寺院の中にあつて、その最末端に位置づけさせられた村落中の各寺院は、信者側からすれば必ず所屬しなければならぬ檀家制度との接点になり、どの様な対応のし方を示していたのかという事が、この小稿の意図するところである。

## 二

寛文九年、肥前島原に入封した深溝松平氏は、豊前宇佐郡の東部と豊後国東郡の一部の五組九十九ヶ村を飛地として与えられたが、この飛地領は、俗に「豊州御領」と呼ばれ、島原藩にとっては全領域の四十三%を占める重要な所領となつていた。

この松平氏は、宝永八（一七一）年に「豊州村々へ申渡条々」と呼ばれる法令を發布した。

この法令は、百二十ヶ条余に及ぶ整備された内容のものであつたがこの中の一条に、

村々仏座、先規之通差置候、乍去、仏座守死候はば、跡をつぶし可申候、尤新規に仏座建立之儀無用之事

なる小条目が見える。

実は、このヶ条中に見える「仏座守」とは一体何なのかと言ふ疑問から、論旨を展開したいと思ふ。

この「仏座守」は、文化期以降の史料の中で「仏座」と言う名称とともに散在している。

この仏座なる用語は、普遍的な用語ではないものの、当藩の法令中に見えるところから当藩の二豊飛地領に限っては普遍性をもつ名称であることが知られる。

「備前改派、難且改宗 公例故実」なる史料中に、文政三年四月廿三日、京都本願寺掛所の宇佐郡四日市御坊輪番たる徳応寺から、島原藩高田役所に提出した歎願書が収載され、この口上書の中に「仏座守」に関する極めて簡略な定義が見える。

以下関係部分を全覽する。

水崎万徳寺外、仏座守、南毛、松崎、覚城、出光、右四ヶ所ニ有之候仏座守ト申ハ、本山ニては道場之事にて、諸國へ数多有之候。

其内、法名道場、俗道場ト号して、出家禪門或ハ俗鉢之儘ニて新亡ハ上寺ノ相勤、法事通夜等ハ、兼て申付被置候て其者勤候事ニて候、俗人ハ白衣之上ニ黒キ素袍致ニ着用ニ候事、右之者へ被下候衣鉢ニ候、其故ハ、当本山之儀ハ、神君様（徳川家康）台命御取建被遊候節、一箇之御寺領も被下置候上意も有之候所、莫大之寺領拜受候ては、一生安逸ニ相成、門下之教化も不行届ニ被申上御断、御尤ニ被聞召ニ寺領替りニ浦々津々迄、教化行届候様、寺遠キ所ニハ、右道場被建置、老人足弱之者共、仏參之場所へ被致置候

右によると、「仏座守」とは、諸国一般に言われる「道場」のことであると説明されている。

この道場とは、もともと戦国期の本願寺教団における「知識」の集合する寺坊に対して、門徒の集合する会場（えいじょう）を呼び、ここでは信心の問題ばかりでなく、門徒が集合して、世事を談合し、茶や酒などを飲み飲談する社交の場であつたといわれる。

一般的に近世の寺と、この道場との区別については、「木仏本尊」を安置して寺院の体裁を整え、寺号を有するか否かによると言われている。つまり、一寺の体裁を欠き、寺号も木仏本尊もなく、絵像や南無阿弥陀仏の名号だけを本尊としてかかげただけの施設を道場とし教化を担当する僧身者も俗鉢であつた。

『本朝俗諺誌』<sup>⑤</sup>には

飛驒の山中に毛坊主と云ふあり、農業木樵を為すこと常の百姓並なり、遙かの奥山にて出家など無き処なり、人死したるときは此毛坊主を頼みて弔ふなり、代々譲りの袈裟を掛け、鉦打鳴し、経念仏してとぶろうことなり、俗人にて、坊主の役もする故かく名づけたるなり、此家は代々あり、常の百姓よりは一階劣り縁組などはせぬことなり、本尊は多くは大津絵の十三仏なり、小さき石地蔵もありと云へり（―下略―）

と見え、『笈埃隨筆』<sup>⑥</sup>には

当国にも毛坊主とて俗人であり乍ら村に死亡の家あれば導師となりて弔ふなり、訳知らぬ者は常の百姓よりは一階劣りて縁組などせずと云へるは僻言なり、此者ども何れの村にても筋目ある長百姓として、田畑の高を持ち、俗人とは云へども出家の役を勤むる身なれば予め学問もし経文をも読み、形状物体筆算までも備らざれば人も帰伏せず勤まり難し、（―下略―）

と述べて、毛坊主の様態を説明している。

また『飛州志』<sup>⑦</sup>には、

この国は東西本願寺宗の寺坊多し、寺号或は坊号を称する中に、其主俗体俗名にして法用を務め、村里に檀家の民あつて代々相続するを俗道場と云ふなり、或は毛坊主とも云へり、

と記し、『秋長夜続々篇』<sup>⑧</sup>には「此国は一向宗盛んにして郡中村々一向門徒に非ざるは無し。元來は村々に寺あるはなし。多くは仏護寺十二坊の門徒なり、其村所にて農民の僧形となりて勤化する者を手次坊

主と言ふ。一向宗に限りて古より此あり。（下略）」などに見える諸例の如く、俗体僧形の人物を指して「毛坊主」などと呼び、彼らの起居するところが道場であつたらしい。

先述した如く「仏座守とは諸国一般に言われる道場のことなり」とする史料からすれば「仏座守」はこうした毛坊主など「俗僧」に対する二豊島原領における名称であつたことを察し得る。

### 三

さて、こうした例から見て「仏座守」とは、こうした他国に見られた毛坊主や、手次坊主と同様な性格のものであるとまず断定してさしつかえあるまい。

当地方におけるこの仏座守の史料の初見は先にみた島原藩宝永八年の法令中に「先規之通り」と見え十八世紀の初頭にはすでに存在したことになる。

十九世紀初頭の文政三年（一八二〇）六月廿日、宇佐郡水崎村の万徳寺から、当寺に所属している仏座守に関して、その由緒等を書き出した折の調書によると、国東郡田染組新城村の仏座守玄恵の家は「此仏座、八代程禪門にて相勤め来り候」と見え、山蔵組南毛村の仏座守宝嶺に関しては

此仏座、八代程禪門にて相勤来候得共、何代程、禪門願不仕候哉相（分か）訳不申候、仏座無願之禪門俗名何与相名乗候哉、夫々書上候様被仰聞候とも、是迄仏座守代々通名の法名相名り申度段申入候様、御願不申上剃髪為被仕、法名差赦候段（―下略―）

とあり八代目の相続、橋津組出光村の円通の家は六代、名称不明の岩崎村仏座は五代目、同じく日足村六代、長州組松崎村の貫了家は七代目などと見えており、もし仮りに一代二十年としてもほぼ二世紀近い

経緯をもつものと思われる。

こうした仏座守が一体各地域にどれ程存在したものは、史料制的約から明らかではない。

水崎村万徳寺付属の仏座守名は、この調査によると、国東郡田染村新城(玄恵)、南毛村(現院内)(国嶺)、出光村(円通)、岩崎村(不明)一ヶ所、日足村(不明)一ヶ所、橋津村(不明)一ヶ所、松崎村(貫了)、松崎村(寛城)、同村(不明)一ヶ所、蟻木村(不明)一ヶ所の計十ヶ所が見えている。

毛坊主など俗僧の存在する村落が、里から遠く離れており日常は寺側からの法事法要が行届き難い山奥などに設置されたことは先に見た『爰埃随筆』などの内容でも明らかであり、二豊地方に於ても、例えば先述の「公例故実」に

浦々谷々迄、教化行届候様、寺遠キ所には右道場被<sub>レ</sub>建置<sub>一</sub>、老人、足弱之者共、仏參之場所へ被<sub>レ</sub>致置<sub>一</sub>候

と述べており、当地方の地理的条件を考える時、遠隔地檀徒のために寺僧の代行として法要を執行しなければならぬ地域が少なくなかったことは想定できる。

周知の様に、江戸期の且(檀)那寺と檀家との関係では、檀家は同村内の寺院を檀那寺とすることを義務づけられていたのではなく、村内に同宗派の寺院が所在するにもかかわらず、予想外に遠隔地の村に檀那寺をもつ例が少なくない。

例えば、天明四年の天領宇佐郡山口村の宗旨人別帳<sup>⑨</sup>によると、同村全三十二戸の内、村内に所在する真宗元正寺に所属する檀家は三戸に過ぎず、他は全て他村寺院を檀那寺とする。

この他村寺院の場合にあつても他郡他領の私領中津藩永添村正行寺や、同じ福島村の長久寺などが十五戸に及ぶという状態を示していた。

また、史料的に全檀家数をつかむことは不可能だが、宇佐郡橋津組水崎村の西光寺は、水崎村以外の十ヶ村内に檀家をもち、同村万徳寺は、村外五ヶ村の内に檀徒を分布せしめている。結論的に見れば、こうした性格の寺が、より多くの仏座や仏座守を設けていたであろうことは、予測に難くないのである。

#### 四

仏座や仏座守のこうした本寺との位置関係から生ずる特殊事情に起因して、檀徒(家)と本寺との間におけるそれぞれに係わる対応関係は終始一貫してあり得たかどうかを見ることが、本小稿の一応の目的とするところである。

先ず関係史料から見る。

文化十一年一月、宇佐郡橋津組水崎村所在の西光寺から、島原藩高田役所宛てに次の如き數願書<sup>⑩</sup>が提出された。

#### 以書附御敷申上候御届之事

一当寺住持儀、本山御用ニ付、酉十一月御往来切手御願申上、上京仕居候

右本山御用之儀と申候は、去夏時分、和木村与右衛門と申者、上京仕、本山表江罷出、同村仏座之儀願付候由、依之被召登御聞札と申事ニ御座候、其上病氣之由京都方以書付申候、其後本山、蒙御科一居候由に聞申候、長々之留主にて、門徒之用法差支、村々門徒敷出申候、寺も内所方甚立行かたく家内之者共敷出申候留主居之私共甚迷惑仕候事に御座候、猶又、蟻木村仏座守改雄と申者宅にて、度々村々之仏座守、手次之門徒迄人数集寄、種々内談致本山表江數通之願事指出候由風聞承申候、近年仏座共募我意、一寺相成申度存念有之、願書等本山へ指出候、たとひ本寺師匠等といへ共、致方無御座自然仏座門徒に本山方引上、御坊

所支配杯ニ相成候ては、一寺之破滅甚敷ケ敷事に奉存候、右等騒動ケ間敷儀共、及見聞候間、風聞とは乍し申、捨置がたき事ニ奉存、無抛御敷申上候、何卒宜敷被仰上御取計可被下候、以上  
文化十一年戊正月

西光寺 留主居

円慈 書判

門徒代 市郎兵衛

同 俊 八

右史料の大意は、散在する仏座守が、本寺（西光寺）から独立運動を志向することに起因する本寺側の所見を被瀝するものであり、「村々之座守、手次之門徒迄人数集り寄り種々内談致し」、「我意を募り一寺相成り申し度き存念これ有り」と言う仏座守の動向を示している。

そして本寺側の対応も、「たとひ本寺師匠等といへども、致し方御座なく」とは述べ乍らも、「自然仏座門徒ニ本山より引上、御坊所支配などに相成り候ては、一寺の破滅、甚だ敷ケ敷事」という危機感を表明している。

この歎願書の内容に見える「御坊所支配云云」の「御坊」とは、豊前宇佐郡四日市所在の四日市御坊を指すものである。今日、四日市東・西本願寺四日市別院と呼ばれるものである。近世末期に、東西二院に別れたこの寺院には、若干の経緯がある。この二院の開基は、まず真勝寺に始まる。

この真勝寺は天正年間に、四日市の土豪渡辺藏人統綱入道專誉（養とも書く）の発願によって道場を開基し専養坊と称し京都大谷本願寺に属した。その子の正明の時に本願寺准如上人から真勝寺の寺号を受けた。

第八世宗順の時代に至り、宗順の素行修らず、末寺の森山教覚寺な

どの願により西本願寺への改派運動が起り、事件は幕府の寺社奉行の裁断に持ち込まれ、その結果寛保三年宗順は遠島の処罰、寺跡は没収されることになった。翌延享元年、寺跡は幕府から東本願寺に下附され、本山の「九州御坊」となり、輪番制をとって掛所、別院となったものである。これがすなわち東本願寺別院である。

一方、教覚寺とともに改宗派に属した寺々は川部村浄明寺を本山に上進、四日市に移して教覚寺以下明満寺など改宗派の寺と僧は、本願寺に歎願して本願寺兼帯所となり、その後文化年中に幕府から御坊の称号を許され、西別院が発足したものである。

以上、四日市御坊の開設の経緯からだけでは、当地方の仏座守の關係は明らかではない。

水崎村西光寺、万徳寺は、ともに大永年間（一五三〇一五二）に開基されたという。

西光寺は、京都出身の高橋右衛門尉なるものが、京都本願寺第九世の実如上人に帰伝し大永二年に開基したものといわれ、また万徳寺は同じく同年、水之江左京太夫森道によって開基された。彼も本願寺の実如上人に帰依し、剃髪して法名を了道と号し、開山となったが、第二世善は本願寺の教如上人から木像寺号を与えられ、本山直參の末寺となった。

万徳寺八世栄樹の時には四日市別院の「座頭」となって「触頭」を勤めた。

この二寺のうち、西光寺は本願寺派、万徳寺は大谷派に属する。

この経緯を考えると、文化十一年一月、先述の西光寺留主居僧たる円慈から提出された西光寺仏座守の一寺建立策動の内容は、仏座守の西本願寺派への改宗の動きを示すものと考えられ、文化年中に新規に発足した西御坊を上寺と仰ぎ度いと主張するものらしい。

さてこの歎願書に、寺門徒代表の市郎兵衛や俊八などが登場する如く、近世寺院管理の特色は、檀家制度の確立に伴ない、檀家の寺院経

管への参加権が強化し、例えば住持職の相続や、寺の堂舎の修築等の際には、檀徒の惣意を必要とする程になる。近世では幕府の法令によって農民が寺院に土地を寄進することは禁止されたが、各藩を統治する諸大名は、領内の著名寺院には黒印状をもって若干の所領寄進を行なっている。

しかし、この石高はごく僅量であって、例えば、島原藩の「豊州御領寺社寄附高之事」などの例によると、状中に見える寄附高は最高石高で橋津村大雄寺の七石七斗で国東郡天念寺五石八斗余、田染村の富貴寺五斗七升、黒土無動寺二石五斗程度であり、平均にして四石程度が一般的な数字である。

こうした状況下であって、寺院経営を維持するための最大の経済基盤は、檀家からの布施や、寺側の法要に対する報礼金でしかない訳であって、所詮檀家数の多少によってこそ経済的存続が保証されたのであり左右された訳である。

一方、毛坊主など俗僧は、先にも見た如く、様々な史料(随筆など)によると、「毛坊主―く」「道場坊主―く」と俗称されることを忌んで、一寺を設け、正式な寺坊主に昇進することを念願し、そのために策動したといわれる風潮は、この二豊地方の仏座守についても例外ではなく、和木村の与右衛門や、蟻木村の改雄とて例にもれるものではなかったらしい。しかし、この風潮(仏座守の志向)は、先の水崎村西光寺留守僧円慈らの歎願書にでも主張される如く、現存の寺院の存続をおびやかすことに外ならず、寺院側からの反発は当然予測されることである。

この仏座守側の志向と、これを封じようとする寺院側との対応関係を証する史料は、管見の範囲では極く限定されており、詳しくは分らない。

さて、仏座守に世襲の原則があったことは先の宝永八年の法令中に新規に仏座建立之儀無用之事、

と見えて、続けての但し書の中で、

但し実子など有之候もの、役人可得差図書と見えることから証される。

尤も、文化十五年一月九日の史料<sup>⑨</sup>によると恐らく水崎村西光寺に属すると考えられる橋津村仏座の鉄銀なる者が死去したに際し、死亡届と同時に、後継願を提出する様、指示した内容の史料が見え、相続に一定の手續の必要があったことが知られる。

先に「公例故実」を引用して述べた如く、仏座守と呼ばれる道場には、法名道場と、俗名道場の二種があるとの事であるが、この二者の厳密な区別の基準については明らかではない。

文政三年六月、水崎村万徳寺の仏座守に関する調査書によると国東郡田染村の仏座守玄恵の家は、八代の間、禅門の身でこれを勤めて来た<sup>⑩</sup>と述べているが、橋津組出光村の仏座守円通の届出書には、

此仏座六代程、禅門にて相勤来候得共、何代程、禅門願不仕候哉、相分り不申候

と見えており、禅門すなわち、出家僧でないままで、こうした法要など勤めていた者もいたことを察し得る訳で、この辺りの相違が、法名道場と俗名道場との相違点かと思われる。しかし、これも原則の一面であつたらしく、例えば長洲組松崎村の仏座守貫了家の場合には、

此仏座之儀ハ、七代程に相成申候処、二代ハ出家願仕候得共、其後出家願不仕、剃髮致、法名差赦、坊主にて相勤させ置申候、

と見えている如く、何代かを経た仏座守の場合には、所属する寺院の沙汰からかなり自由に仏座守の資格と相続とを行なえて来た例もあるかの如く考えられる。

唯、一応はつきりしていることは、厳密な意味では本来、仏座は、それが小堂舎であれ、その施設そのものを意味し、これを管理し、諸仏事等を執行する「人」が、仏座守と呼ばれたらしいことであり、このことは、橋津村の仏座守が、完全な俗人であつたために、この仏座

の勤めるべき法要は、水崎村万徳寺より勤めており、「仏座家守」を置いていた史料で察せられるし、今一例、同村の他の仏座は、同様な俗人であったために、万徳寺から出向して仏事法要を執行し、この仏座の世話は、村内仏座・手次門徒から執り行なった事例が見える。こうした、やや不明確な仏座守の性格は、勿論、史料の量的制約から生じる結果ではあるが、一面、この時期の仏座守の性格が、一般的にかなり乱れていた事も否定できない。

## 五

「他地方では道場と呼ばれたものと同類だ」と定義される仏座守や仏座については、これまで述べて来た如く史料制約が大きい。

江戸時代の初期の元和八年に、細川忠利によって調製された著名な「小倉藩人番改帳」によると、豊前一国と豊後国二郡（国東・速見）の全調査地域の「坊主」「社人」の集計数は五七〇人となっている。この内、宇佐郡の一二人中には「坊主」と呼ばれるものが五〇%を越す七三人あり、社人の三五人、山伏の十八人をはるかに上廻っている。

中世までの寺院は、近世期寺院と異なって全国の農民まですべてがそれぞれ檀徒として帰依すると言う性格のものではなく、各地域の土豪、有力武士らが氏寺として建立する性格が強く、一般農民は、念仏宗を主体とする講的な結合のもとに、小教团的な教団を結びその物質的な拠点となったものが、各地に営まれたささやかな堂舎であったと考えられる。

この如き堂舎に集散する衆人の中で、若干知識ある者が参集者に説教したり、勧善懲悪を説いたのがいわゆる「念仏者」などであり、在俗僧であった。また、「旅僧」として村々を廻遊する者もあり、例えば「高野聖」などもこれである。

彼らは、尤もらしく法話をするためには、若干の修業も必要であっ

たし、時には、若干の簡略や誤読を交じえても、一応の読経技術も必要であった。とすれば、そうした知識を修身するためには、若干の経済的背景も必要であり「毛坊主は、大概長百姓なり」と言う諸書の見解は、うなずけるであろう。

元和の人番帳に現れる「坊主」の中には、多分にこうした階級に属するものもあり得るし、その後、徳川幕府の宗教政策のもとで、これらのうちあるものは、寺院として完備方向をとり、あるものは取り残されて、退転して行ったとも考えられる。いはば在俗僧の階層分解である。

近時、注目されている国東地方の盲僧なども、あるいはこうした在俗僧の一部類であろうか。これらの点については、大いに今後の研究にまたれるところが多い。

## 六

さて、先にも見た如く、水崎村西光寺の支配下にあった和木村仏座守与右衛門や、蟻木村仏座守改雄らの一寺建立の策動事件に似た事件は各地で始まっていたものの如く、宗門統制上又は社会問題として、問題解決の必要を知った島原藩では、京都本願寺へ処置方を上申した結果、文化十五年六月八日、本願寺から安養寺なる御使僧が下向することになった。

その下向を傳達する触状によると、

態申触候、然は当御領内西派一向宗寺院仏座之儀、近年差纏候儀有<sub>レ</sub>之、此度御使僧御差下、一件落着に相成候ニ付、仏座付門徒共儀、心得違等不<sub>レ</sub>致様、御使僧安養寺儀、来る八日<sub>ノ</sub>致<sub>ニ</sub>廻在<sub>一</sub>、右門徒共へ及<sub>ニ</sub>教示<sub>一</sub>度旨相達候間、仏座付門徒有<sub>レ</sub>之村方は得<sub>ニ</sub>其意<sub>一</sub>尚又御使僧入込候村方は、右教諭申渡候節為<sub>ニ</sub>見廻り<sub>一</sub>、其村庄屋罷出（一↓略一）

と見ており、仏座守のこうした動きの背景には、その仏座に所属している門徒の同調した動向が無関係でなかったことが知られる。

文政二年九月の庄屋日記によると、先に上京して、一寺建立を願った和木村与右衛門は上京の咎によって手銃を仰付られ、同一行動をとった仏座守靈勤は叱り、喜兵衛、徳左衛門なる者も叱りを受けているが、この喜兵衛、徳左衛門は、仏座門徒であったものと思われる。

冒頭にも触れた如く、近世期の寺院政策は幕府や藩の封建的な諸政策の一翼をになう機構の一部として機能していた訳であり、本末制度の末端に位置する本寺の、更にその下に所属している仏座守の性格の一面を知り得るものに、戸口入籍に係わる史料がある。

すなわち、文政二年九月廿九日、長洲村妙万寺付であり、金丸村在住の仏座守教海なる者を本寺妙万寺の家に加え、長洲村へ入帳する様に、藩側から指示をしたが、教海はこれを拒否して承諾しない為に、仏座守の資格(身分)を剝奪して、一介の百姓身分になしても構まわないとの通達が出されている。

また、文政三年四月九日の史料によると、水崎村万徳寺付の宇佐郡南毛村の仏座守、松崎村仏座守、出光村仏座守などを、万徳寺家内に加えて、水崎村帳面に入帳する様に指示したところ、彼等は、本寺家内に入帳することを承知しないと言う事件が起きている。これらの事件は、仏座守とこれを支配する寺側との対応関係を察し得さしめる史料である。

すなわち、寺側としては、遠隔地檀家の便宜を計って、寺務を代行せしめる目的のもとに設置した仏座であるからには、当然、仏座守は本寺の僧籍戸口に加わりべきであり、従って本寺の所在する村戸口に入帳するべきだと主帳するのである。そこには、当然、仏座守を直接支配下に組み入れておいて、檀家の確保と維持とを計ろうとする求心の志向を示す。一方、仏座守側では、その本寺からの遠隔性を利用して、在地性を有利に展開して、仏座門徒らを、直接的に掌握すること

によって自己の権益を確立しようとする遠心的志向を示す。

寛文五年の「諸宗寺院法度」では、「本末の規式これを乱すべからず」とあるが、「たとへ本寺たりと雖も、末寺に対して理不尽の沙汰あるべからず」と言う但し書が示され、理不尽の末寺支配は禁止されていたものの、幕府は本末の秩序によって寺院制を完徹し、併せて封建的社会秩序の維持を計ったのであるから、本寺の優越性は群を抜いており、余程の事情のない限り、本寺の主張の通るのが普通であった。唯、「上寺の儀は下寺を末寺とは申候へ共下を支配仕り候にては御座無く、只下寺を預り、手次候迄に御座候」と述べられる如く、本末制度に於ける本寺と末寺との関係は、必ずしも完全な重層関係ではなかった点にも注目しなければならない。

従って、そこには、前に水崎村西光寺留主僧円慈の歎願書にも見えた如く、「本寺の師匠といへども、仏座守の一寺建立の策動を防止できない」と言う弱さがあり、逆には、仏座守の本山直訴が可能となった訳である。

## 七

本末制度に於ける本寺、末寺とは言ってもこの本末の間にはその歴史の経緯からして種別は多いと考えられる。それは、江戸幕府の宗教政策が、新しい寺院、もしくは寺院制度を造出したものではなく、それまでに各種各様に存在した様々の宗旨宗派の在地信仰をも、政策的に再編成したものであるからである。中世までは、少くとも、説話を語り、曲を演じて諸国を遊行した念仏者たちが、徳川幕府や諸藩の農民土地着策のもとに、自由な交通を禁じたことにより、一定の土地に定着させられたものも少くあるまい。

彼らの、もともとの知識源が、高野や比叡山または大谷や都に近い土地にあり、これら山や寺では、その信仰を拡大するために、例えば神道に於ける伊勢社が、「御師」を用たように全国各地の在俗僧と直

接的關係を結んだことは予測に難くない。

二豊地方の仏座守の中には、こうした系譜をもつものもあったと考えられるが、史料的には明らかではない。

二豊地方に於けるこの仏座守が、「公例故実」の説く如く全て寺遠き地域の老人、足弱の者の仏參の便宜のために積極的に開設したものであれば、本寺の強い支配権下に置かれる筈である。しかし、これがすべてであったかどうかは極めて疑わしい。

近世期には農民は、経済的、経済外的様々な制約をうけ、ことに分地制限令を主体とした土地配分制限は、次男以下の分家制限をきびしくした。

この時、次男以下や、病弱者は剃髮して禪門になり、寺院に入る例が少なくなく、この方法は、農民に許された唯一の身分変更の機会であった。彼らの中のあるものは、この機会をとらえて僧身分を獲得したかも知れない。

こうして仏座守のさまざまな發生の経緯の究明は、今後に残された問題である。

さて、真宗西派水崎村西光寺や、万徳寺に属する仏座守の、その後詳しい動向は判らない。

今日、宇佐市脇に所在する宝性寺は、西光寺仏座の独立して一寺を構えたものと言われ、北馬城村橋津には、近時まで「上の御座」と呼ばれる仏座があり、これも西光寺仏座守の一つであったといわれる。

また、東派の万徳寺には、寺僧の話によると、かつて八ヶ寺の「御座守」があり、この八ヶ寺とは、今日の出光村発願寺、田築新城村の長賢寺、院内南毛村の正専寺、松崎村の宝泉寺、同西教寺、岩崎村安正寺の六ヶ寺とすでに忘れられた二ヶ寺であったと云う。これらは、文書史料（十座）の仏座所在地とほぼ合致する。

西光寺の橋津仏座守は、「上の御座」と呼ばれた如く、「御座」と云う名称で残り、すでに「仏座」の古称は忘れられている。

これら仏座守のうち、万徳寺に属して後に独立した南毛村の正専寺については「公例故実」は、「南毛村仏座法（定）嶺なるものは、先年（文政三年以前）、四口市御坊の弟子となり、呼寺号を正専寺として本山より免許を得て、祖師の御絵を指し許された」と述べて、文化期の末頃一寺建立を実現したことが知られる。

以上、反復的で冗長な記述になったが、ではこうした仏座守の動向は、一体何を意味するのか、この点について見よう。

述べて来たところであるが末寺の発足（本末関係）には様々の契機が存在する。考えられる類型を上げてみよう。それは

- (1) 荘園的結合などによる前代の関係が、以後も慣習的に維持される型
- (2) 本寺の開山またはその世代の一人が開いた寺を末寺とする型、
- (3) 本寺の檀林に学んだ所化の住する寺を末寺とする型、
- (4) 本尊、寺号等の下付を受けた時の手次寺を本寺と仰ぐ型の末寺
- (5) 幕府や藩の宗教政策によって本末関係を設定された型、などといわれる。

いわゆる仏座が、道場的人格で呼寺号を持たなければ完全な意味での寺ではない。

従って厳密な意味では、例えば西光寺や万徳寺などと、これらに附属する仏座（守）とは本末の關係にあるものではない。

「公例故実」にも述べる如く、仏座守は新亡の仏事（葬式）には関与できず、これは本寺から勤め、その他の法事、法要のみ勤めた。

こうした点から考えて、仏座守の独立運動に係わる本寺との争いは厳密には、制度史上の本末關係に於ける論争ではない。

「仏座守」とは「諸国一般に言う道場のこと也」との定義を提供した「公例故実」に収載される口上書には、この定義のあと、小崎村西光寺仏座や、中津宝蓮寺末寺法泉寺の動向について本願寺別院としては本山（京都）からの免許によって呼寺号を許されたからには、本山

御坊輪番としての拙寺の直支配下に入るべきものを、西光寺や、万徳寺の末寺に組み込むことは不合理だとの意味のことを述べている。

史料の量的関係から仏座守の機構的実態については、この段階では明らかではないが、京都本願寺（本山）―四日市御坊―末寺（万徳寺・西光寺など）―仏座守の関係の中で、仏座守の一寺独立運動に係わる上寺との関係、独立を果した寺と上寺（西光寺や万徳寺など）とを如何に掌握するかとする御坊との対応関係など先にも述べた如く、本山を頂点とする寺院本末制度の中であって、この本末の関係は自然発生的な重層関係になかったことも関係して複雑な確執を生むらしいのである。

本来、世俗的に存在する筈の寺が、封建制度と云う世俗的な組織の中に組み込まれた経緯の中で、宗教性と政治性と言う二重人格的な動向をとる様子を語る史料として、この仏座守の動向は注目に値しよう。

仏座守が、もし発生的に部落民共同の氏仏的性格をもつものとして掌握できるとすれば中近世期豊前地方における信仰史の分野における大きな課題を提供することになるが、この点は、今少し史料探索の結果を待つ以外にない。

### 註

- ① 『日本仏教史』近世編、辻善之助。ほか
- ② 『宇佐近世史料集』(一)橋津氏史料(一)収
- ③ 『帰宗改派、離且改宗、公例故実』別府大学文学部史学科所蔵  
当表紙ウラ表紙に「豊前四日市御坊・清音寺用之」とあり、内容は文政期迄の日付で終る。書写年代不明
- ④ 『日本仏教史』Ⅲ、家来三郎・赤松俊秀外編、法蔵館刊
- ⑤ 『毛坊主考』『柳田国男全集』第九巻収
- ⑥ 『笈埃随筆』日本随筆大成第二期第十二巻収
- ⑦ ⑤と同じ

右に同じ

- ⑧ 『宇佐近世史料集』(二)所収 文政三年大庄屋日記
- ⑨ 『宇佐近世史料集』(二)収「山口家文書」(一)
- ⑩ ⑨に同じ
- ⑪ 橋津守英氏文書
- ⑫ ⑨に同じ、文化十五年一月九日条
- ⑬ ⑨に同じ、文政三年六月条
- ⑭ ⑨に同じ、文政三年六月条
- ⑮ 『大日本近世史料』収
- ⑯ ⑬に同じ、文化十五年六月条
- ⑰ ⑬に同じ、文政二年九月条
- ⑱ ⑬に同じ、文政二年九月廿九日条
- ⑲ 辻善之助著『日本仏教史』。ほか